

協福島支部発第#####-##号  
令和 5 年 1 月 日

全国健康保険協会  
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会福島支部  
支部長 遠藤 隆男  
(公印省略)

### 都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

#### 記

##### 1. 意見の要旨

福島支部の令和 5 年度保険料率について、令和 4 年度保険料率の 9.65%から 0.12 ポイント引き下げ、9.53%とすることは、妥当と考えます。

##### 2. 理由等

当支部の来年度保険料率は、平均保険料率が 10%に上げられた平成 24 年度以降最も低い料率となり、引下げ幅も過去最大となることから妥当であると考えます。

令和 3 年度の医療給付費やインセンティブ制度の実績により引下げとなったものですが、一方で、福島県民の健康指標は東日本大震災・原発事故以降悪化傾向が続き、メタボ率をはじめ多くの指標が全国下位に位置しています。

加入者が健康で、医療費負担が少なく、その結果保険料率が低いことが理想ですので、引き続き加入者の健康増進、医療費適正化に取り組んで参りたいと思います。

なお、評議会においては中小企業の経営環境が一段と厳しさを増していることから、平均保険料率 10%をできる限り長く維持して欲しいという意見が多

く出された他、法定準備金が毎年ピークを更新している状況において、「更なる保健事業の充実」のように、加入者の理解を得られる新たな還元策を求める意見も出されておりますので、引き続きご検討をお願いいたします。